

第三十七回
参議院内閣委員会會議録第二号

昭和三十五年十二月十三日(火曜日)午後二時二分開会

委員の異動

十二月八日委員西川甚五郎君辭任につき、その補欠として木暮武太夫君を議長において指名した。
本日委員下條康磨君辭任につき、その補欠として大谷藤之助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
横川 正市君

委員

大泉 寛三君
木村篤太郎君
小柳 牧衛君
中野 文門君
鶴岡 哲夫君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
辻 政信君
片岡 文重君

國務大臣

國務大臣 小澤佐重喜君
國務大臣 迫水 久常君
國務大臣 西村 直己君
政府委員 人事官 入江誠一郎君

人事院事務総局
局長 滝本 忠男君
総務局長 佐藤 朝生君
行政管理局 西田 信一君
行政管理局 山口 西君
行政管理局 白濱 仁吉君
行政管理局 内藤三郎君
文部省初等中等教育局長 杉田正三郎君
常任委員 会専門員 船後 正道君
自治省行政局長 今枝 信雄君
大蔵省主計局給与課長 今枝 信雄君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 船後 正道君
自治省行政局長 今枝 信雄君
大蔵省主計局給与課長 今枝 信雄君

説明員

大蔵省主計局給与課長 今枝 信雄君
自治省行政局長 今枝 信雄君
公務員課長 今枝 信雄君

本日の會議に付した案件

○行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
(公務員の給与及び定員に関する件)

委員長(吉江勝保君)

これより内閣委員会を開会いたします。
最初に、委員の変更について御報告いたします。去る八日、西川甚五郎君が辭任され、木暮武太夫君が選任され、本日、下條康磨君が辭任され、大谷藤之助君が選任されました。

委員長(吉江勝保君)

次に、小澤行政管理局長官、迫水國務大臣、西村防衛庁長官、西田行政管理局次官及び

白濱防衛庁政務次官から、それぞれ發言を求められておりますので、順次發言を許します。

○國務大臣(迫水久常君) 池田内閣第二次成立に伴いまして、経済企画庁長官を命ぜられましたところ、いわゆる給与担当大臣というものがあわせて命ぜられることになりました。この委員会には、今後いろいろ特別な御厄介をかけることに相なります。はなはだ微力でございますが、また、きわめて未熟でございますけれども、できるだけ一生懸命に相努めますから、どうぞ御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(西村直己君) 私、このたび防衛庁長官に就任いたしました西村直己でございます。
従来この委員会におきまして、私が今回所管させられました防衛庁関係のことにつきまして、大へん御指導をいただいております。また、御厄介になってはいるのであります。私も微力でございますが、一生懸命努めるつもりでございます。そので、何とぞよろしく御指導御鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつにかえる次第でございます。(拍手)

○政府委員(白濱仁吉君) 防衛政務次官の白濱仁吉であります。
私、全くはからずも政務次官の職を仰せつかりまして、いろいろと御指導を仰ぐことに相なりましたので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。御承知の通り、二年有余の空白もありましたので、いろいろと教えていただかなければならないことばかりと思っております。

から、どうか一つよろしくお願ひいたします。(拍手)

○政府委員(西田信一君) このたび行政管理局の政務次官を任せられました西田信一でございます。
行政管理局の仕事は、なかなか複雑多岐なようでございますが、皆様の御鞭撻御指導を受けまして、その職務を尽して参りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

午後二時七分速記中止

午後二時二十二分速記開始

○委員長(吉江勝保君) それでは速記をつけて。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 私は、このたび第二次池田内閣の成立にあたりまして、はからずも行政管理局長官を拝命いたしました小澤佐重喜でございます。
申すまでもなく、行政管理局は、行政の能率的、合理的な運営を確保することを任務としておりますが、行政機構や定員の管理を初め、統計に関する基本的事項の企画、調整及び各行政機関の業務の実施状況を監察する等の仕事は、いずれも行政運営の改善向上をはかる上で重要な使命を有するものであります。長官としてその責任の重大を痛感する次第であります。一たんお引き受けいたしました以上は、全力をあげて職務の完遂に努力する所存でございます。従来、当内閣委員会にお

きまして、行政管理局に對してあたたかい御理解を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。今後またお世話になることが多々あると思ひますが、特に今国会におきましては、定員法の一部を改正する法律案につき御審議をいただくことになると思ひますが、よろしく御指導御支援を賜りますよう、切にお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(吉江勝保君) 次に、昨日予備審査のため本委員会に付託されました行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(小澤佐重喜君) ただいま議題となりまして行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案は、昭和三十五年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行ないますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行なうこととするものであります。さきの第三十四国会に提案いたしました御審議をお願いいたしましたし、衆議院において引き続き継続審査となり、前国会に審議終了になりました法律案とは同じ内容のものでございます。

次に、法律案の内容について申し上げます。

まず第一に、行政機関職員定員法の一部改正の部分について申し上げます。今回の改正によりまして、第二条第一項の表における各行政機関の職員の定員の合計六十八万七千四百五十七人に對しまして、昭和三十五年度事業計画に伴い七千二百五十五人を増加いたしました、合計六十九万四千四百八十二人となりました。

事業予定計画に伴う増員のおもなものといたしましては、科学技術の振興に伴うもの百九十三人、登記事務の増加に伴うもの百四十二人、国立学校の学年進行、学部の増設等に伴うもの九百七十七人、郵便取り扱い業務量の増加に伴うもの二千七百四十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの二千一百一十一人、公共事業の増大に伴うもの三百七十一人等がありますが、いずれも業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、事業予定計画に伴う減員のおもなものといたしましては、駐留軍提督施設等の減少によるもの七十五人、アルコール工場の払い下げに伴うもの百十二人、電信電話業務を日本電信電話公社に移管することに伴うもの七百五十一人等があります。

第二に、法制局設置法の一部改正の部分について申し上げます。法制局における法令案等の審査、立案についての担当官一人当たりの負担を調整して、その事務遂行の能率を高め、審査、立案の成果の一層の向上を期するため、参事官二人を増員いたしました。長官、次長を除く職員の内定員を六十人とすることいたしました。

なお、この改正法律は公布の日から施行することにしてあります。

以上がこの改正法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。白後の審査は、これを後日に譲ることになります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題とし、公務員の給与及び定員に関する件の調査を進めます。

政府側並びに関係当局よりの出席の方々は、佐藤総理府総務副長官、入江人事官、滝本人事院給与局長、山口行政管理局行政管理局長、船後大蔵省主計局給与課長、今枝自治省公務員課長の方でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○矢嶋三義君 では、大臣の御出席がないので、事務局で質疑応答のできる若干の点について予備審査をさせていただきますと思ひます。

その前に、内閣を代表して、一つ資料の提出をどなたかに要請しておきたいと思ひます。

府総務副長官ですか、官房副長官はどうか。総務副長官は、無理だと思ひますが、官房副長官なら……。なんでお見えにならないのですか。

○委員長(吉江勝保君) 衆議院の本会議に出ておられるそうです。

○矢嶋三義君 それでは副長官にお願ひいたします。副長官に資料の提出を

要請いたしますが、給与関係の法案が、どの委員会にどのように付託されるかというところは、まだ未知数です。しかし、いずれにしても、国のこの給与制度、給与政策を調査し、さらに関連法案を審議する本委員会に所属する私としては、ぜひとも研究したいことがありますので、資料として次の点をお願いいたします。

それは、一般職公務員それから特別職公務員、これは各種ありますが、それらの給与表を制定するにあたって、どういふ見地からこれを作成したか、かなり相違点があるわけですね。表そのものもありませんし、また、手当その他の取り扱いについて、相当相違点があります。納税者の立場に立つた国民から見れば、簡単にわからない。だから、どういふ見地に立つてそういう差をつけた取り扱いをしているのか、それがよくわかるような資料を出していただきたい。

それから、最終的には国会に出された法律案を審議いたしますが、その今私が申し上げました資料を出すにあたって、先般内閣提出法律案を最終的に調整するにあたって、一般職と特別職との間に、かなり政府内部にも意見の相違点があつて、デスカッスされたはずなんです。われわれは国会に出された最終的法律案を内閣提出法律案として審議いたしますけれども、給与制度並びに給与政策の内容を検討するにあつて、行政内部で幾つかの論があつて戦わされた、その議論というものは、私は立法府においても、非常に傾聴に値すべき意見だと思ひます。だから、それらの主要な点、こういふ点があつた、そして結論としてこうなつた

ということが明確にわかるような資料を早急に出していただきたい。法案が出てからでは、何さま短期国会で、間に合いませんので、きょう資料要求いたしておきますので、お願いいたしますと思ひます。お答えいただけますか。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいま矢嶋委員から要求のございました点は、政府内部でできるだけの資料を集めました。

○山本伊三郎君 それじゃついでですから、私も資料要求します。私のやつは具体的に一つお願いしたいと思ひます。これは大蔵省の管轄でないかと思ひますが、裁判官と検察官の給与の実態を知りたいために、一般公務員の給与の方の審議をする際の参考としてお願いしたい。具体的に申し上げます。昭和三十五年採用された判事補、判事、これが昭和三十五年から毎年採用されておると思ひますから、その採用された人員を三十四年度まで出してもいい。そして昭和三十五年採用された判事、判事補、これが毎年どういふ昇給状態になつておるか、採用されたときの格づけの実態、これを一つ出してもらいたい。わかりましたね。

それから次は検察官です。検察官の場合は、副検事、検事、これは若干状態が違ふようでありますが、これも先ほど申しました判事補と判事と同じように、二十五年から毎年の採用された人員と、二十五年からその人が毎年どういふ昇給をされて今日に至つておるかという給与の実態、これを一つ出していただきたい。これはぜひ出してもらいたい。それはいかがですか。

○説明員(船後正道君) ただいま山本先生からの御要求の資料でございます

が、大蔵省といたしましては、判検事の給与につきまして、給与制度といたしまして、あるいは予算上の問題といたしまして、これに關与いたしておる次第でございます。具体的にこの給与の運営、つまりいかなる身分の人をいかなる俸給で採用し、それをいかに昇進するかという問題は、現在すべて最高裁及び法務省において扱われておる次第でございます。従ひまして、ただいまの御要求の資料につきましては、それと最低最高裁並びに法務省へ御連絡いたしますと存じます。

○山本伊三郎君 これは再度申し上げますが、実際これは公務員の給与の改正法案を審議するに際して比較するためには非常に必要ですから、連絡というだけで、それを連絡してやらなかつたというのでは私は審議ができませんと思ひますので、これは大蔵省がそういわれるならば、内閣の責任において出してもらいたいと思ひます。これは委員長もその点十分に努力していただきたいと思ひます。

今ちょっと忘れましたが、それに付け加えて、昇給格の基準ができていない、それは門外不出であります。法務委員の諸君に尋ねてもわからない、そういうことでもありますから、非常に問題があると思ひますので、これが出されない以上は、この給与の審議にあつては、相当私は内閣そのものに對して追及していかなければならぬと思ひますが、総理府副長官どうですか、その点。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいま大蔵省から御答弁がありました通り、最高裁並びに法務省の關係でございますので、できるだけ資料をととのえまし

て提出できるようにいたします。

○山本伊三郎君 ただいまのは給与関係ですが、もう一件、先刻提案理由が述べられました行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案、これは次回から審議されるわけですが、これも審議を始めるに先立って、一つ資料を要求しておきたいと思ひます。行管関係の方いらつしやいますね……。それは簡単な資料ですが……。

〔委員長退席、理事村山道雄君着席〕

できるだけ最近の、現在における定員の職員が省庁別に何名雇用されているかという詳細なる一覧表ですね、これを早急に提示していただきたい。これを資料として御要望申し上げておきます。お答えいただきたい。

○政府委員(山口西君) 判明している限りのものを提出いたします。

○横川正市君 私も追加して要求いたします。

同じく行政管理局に資料を出していただきたいと思います。それは定員外職員でことに支出項目は、これは物件費になるのじやないかと思うのでございしますが、この非常勤あるいは常勤ないしは日々雇い上げの、全く短期の雇い上げの人員だ、郵政省関係の中に実はこういうことがいわれているわけですね。それは省側から割り当てられた定員数を上回って現業局長が雇って、待遇改善の措置を講じようとするときに、現業局長の雇用された定員については、待遇の改善ができないという問題にぶつかっている、こういう話があるわけですね。そうすると、逆に行管から出される資料というものは、これは現業官庁あたりでやみになっている定

数は入っておらないということにはならないか、その点を一つ調べて提出していただきたいと思ひます。

○政府委員(山口西君) その点を調査いたします。

○矢嶋三義君 総務府副長官に伺ひます。まず、人事院勧告を受けて、政府側の言葉を借りて言うならば、それを尊重して、そして内閣は法律案の国会に審議を求めた、かように申し述べられておるわけですが、そこで内容的な点について若干伺つておきます。

まず第一番は、民間給与と公務員給与とを比較検討した場合に、人事院勧告では、上級公務員の給与改善率は、民間との給与差とはほとんど同じ、あるいはそれ以上に引き上げ改善をしているが、それに比して下級公務員の引き上げ率は、民間と公務員との給与の較差よりも低く引き上げられているという、このことを皆さんお気づきになつていられると思うのですが、御確認願つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤朝生君) このたびの人事院勧告におきまして、上位等級の分が率が高く、また下位等級の方がそれに比しまして低いというはお話の通りでございます。人事院の勧告内容が、上位等級におきましては、較差を行政職にあるいは医療職あるいは研究職等の平均に置いておられます。また、下の方七、八をまとめた官民較差一

一〇というところになりました関係上、そういうことになった次第だと私も考へております。

○矢嶋三義君 そこで、あらためて数字を確認しておきますが、行政職俸給表の例にとりまして、二等級では官民給与の較差、これは人事院は二九・

四〇という数字を盛つておる。それに對して引き上げ率は三三・六%、較差以上に引き上げていますね。それから三等級は較差が二二・九%に對して、引き上げ改善率はこれを上回つて二二・九%、それから下の例をとりまして、七等級の官民較差は二〇・〇%であるが、引き上げ改善率はその約半分の一〇・七%しか引き上げてない。それから八等級においては、官民給与較差は一九・二%であるのに對して、改善引き上げ率はその約半分一一・一%、これだけしか引き上げてない。この数字を確認願ひたい。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまのお話の点は、基準内給与の較差の問題と本俸の引き上げ率の關係だと思ひますが、それは必ずしも一致してないと思ひます。

○矢嶋三義君 僕の読み上げた数字は違つてゐるというのですか。

○政府委員(佐藤朝生君) 違つてゐるわけではございませんで、基準内給与の較差の問題と、あとの問題は本俸の引き上げの較差の問題だと思ひます。

○矢嶋三義君 人事官に伺ひますが、この数字間違ひないですか。

○政府委員(入江誠一郎君) ただいまの行政職俸給表については、御指摘の通りだと思ひます。まあ、こまかい数字につきましては、給与局長からお答えいたします。

○政府委員(津本忠男君) ただいま矢嶋委員が読み上げられました較差はその通りでございます。ただこの前、人事官からも申し上げましたように、人事院といたしましては、今回の俸給表の改正に当たりまして、いろいろな俸給表を総合勘案いたしましたして、先ほど

総務副長官からお話ございましたように、上の等級は、これがあるとするものを全部、すなわち行政、研究、医療、こういうふうには、また下の方は、ありますもの全部というふうには、ありません。全体といたしましては一・二・四〇という較差を埋めるように一・二・五〇に近いように、全体としては官民較差を合わせるということをやつた次第でございます。

○矢嶋三義君 そこで、等級別に見た場合に、上級職に比べて下級職の方は引き上げ率が低いという、このことは数字的に認めになりますね、そのよしあしは別です。総務長官答弁して下さい。

○政府委員(佐藤朝生君) おっしゃる通りでございます。

○矢嶋三義君 次に、人事院の勧告を見ると、教育職俸給表の勧告案を作成する場合に、民間の教育職の俸給表と比較してゐます。これはもちろんその比較は適當と思ひますが、日本のこの私学の実態から、国立、公立の教職員の俸給というものを考える場合に……。

〔理事村山道雄君退席、委員長着席〕
私学の教育職員の俸給表と比較して、それに大きな根拠をおいて、そして教育公務員の俸給を考へるというところは適當でない実態に私立学校がある、かように私は思ひます。政府側としてどういふ見解を持っておられますか。

○政府委員(佐藤朝生君) 私立学校の教職員と官公立教職員との給与のお話でございましたが、お話の通り、私立学校の教職員が、現在の日本におきまし

て、官公立と同じ程度になつておるといふことには私も考へておりません。人事院の勧告におきまして、この比較はしてございしますけれども、その比較をそのままとておるのではないと、私も存じます。

○矢嶋三義君 これに對する文部省側の見解を承ります。答へする前に、文部省に對して補足質問します。日本の私学の實態というものは、申すまでもなく、御承知の通りです。たとえば大学でも、最近名古屋に名城大学事件というのが起つてゐる。これは特別立法でもなければ解決できないほどの、まことに遺憾な実情だといふことは御承知の通りです。すなわち教育は、私学であつても、公共性に基づくものですけれども、その以前の実態に相當の私学があると思ひます。その実態から見た場合に、その私学の民間の給与はこうだから教育公務員の給与はこうだといふ、この比較をする場合に、よほど私はそういう点を配慮してやらなければ、数字のとりこになつて、結論としては誤まつたものが出てくるおそれがある、日本には特に私は教の府としての文部省はどういふ見解を持たれてゐるか、お答え願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘のように、私学の給与は必ずしも十分とは申せません。特に私学の経営上、いろいろ問題もあらうと思ひますので、国立の学校の教職員の給与につきましても、一般の公務員と均衡を失しないように文部省としては配慮してゐるつもりでございます。

○矢嶋三義君 そこで伺ひますが、人事院は勧告を出す場合に、そういう点

は若干考慮しながら教育職俸給表の検討はされたと思うのですが、この勧告を受けて政府側がこれを検討し、国会に提案するにあたっては、まだ提案理由に承っておりませんが、文書箱に入った内容を見ると、不十分の傾向がある。これは今の文部省側の見解から見ても、そういう点が数字を事務的に検討した場合に、そのよしあしは別ですが、あるということとを総理府副長官お認めになられると思うのですが、念のために何っておきます。

○政府委員(佐藤朝生君) 教職員の給与につきましては、先ほど申し上げました通り、他の一般公務員との均衡を保つてこれをきめるのが現在の段階におきましては妥当だと思ひまして、また人事院の勧告の内容も検討いたしまして、これが妥当だと考えてこれを提出した次第でございます。

○矢嶋三義君 今の私の意見を認めないということですか、全く。どうですか、お答え願ひたい。

○政府委員(佐藤朝生君) いいえ、認めないということではございませんので、私立学校の先生の問題につきましては、先ほどからお話しの通りでございますが、教職員につきましても、一般公務員全部との均衡を保ちつつ、その給与の改善をやっていくのが妥当と考えております。

○矢嶋三義君 その答弁やや不明確で、不十分ですから、さらに掘り下げて事務当局の見解を承っておきます。まず文部省側に伺いますが、この前もちょっと出たことなんですが、今度大学卒の教育公務員の初任給が一万二千八百円ですね。行政職は今度から甲乙となりましたね。その甲は一万二

千九百円です。この甲乙ができる前は、教育公務員は超勤というものがないうので調整がなされて、一万一千五百円だったのです。そのときに行政職は一万八百円でした。この数字に相違があるかないかというのが質問の一つと、それから人事院で甲乙に分けての任用試験をした結果は、甲が三に対して、乙は一度しか任用試験で採用しておりません。だから普通の人は甲に皆任用されるわけですね。そうなりますと、超勤がないがゆえに、調整をして教育職の初任給が若干高く保たれてきたという過去の実績を考えると、今度の人事院勧告を受けて

の政府の国会に出された法の一部改正法律案の内容には問題点がある。いわば既得権が削奪されて、超勤がないがゆえに云々といったそれが無視された傾きがある。この点に対する見解と、二点承っております。

○政府委員(内藤善三郎君) 数字の点につきましては、矢嶋委員の御指摘の通りでございます。

第二の質問でございますが、従来教職員には超過勤務手当を支給しないという建前のもとに、一号上位に格づけをしておいた点、これは御承知の通りでございます。今回の改定に当たりまして、従来の試験、いわゆる六級試験は、このたびは乙というふうに私どもも了解しておいたわけでありまして、新しい甲という特別な試験というものが行なわれたのでございまして、これとの比較におきましては、ただいま御指摘の通りでございますが、従来の乙が六級試験に該当するものという考え方をとりますならば、この点は従来通り一号の格差があると思うのでござ

います。ただ甲は、何分にも新しい制度でございますので、これと教職員との比較の問題は、今後十分検討をいたしたいと思っております。

○矢嶋三義君 もう一点何っておきます。行政職甲に採用され、初任給調整手当がつき、超勤がつく、こういう給与施策と、それに対して一万二千八百円で初任給を与えられ、初任給調整手当がなく、そして超勤もない、こういう形になった場合に、はたして教育界に人材が確保されるかどうかという点について懸念があるかないか、どういふ見方をしておられるか、承っております。

○政府委員(内藤善三郎君) ともかく、このたび実施された行政職甲につきましては、新しい実は制度でもございまして、今後の問題として検討をさせていただきます。それから調整号俸の話が出ましたが、理科系の場合に理工系につきましては、教員の場合にも適用していただくように、人事院と今交渉しておりますが、超勤につきましては、御指摘の通り、教職員には従来から出さないという建前をとっておりまして、そこで、従来の乙と比べますと、一号の格差は残っておりますのでございまして。

○矢嶋三義君 答弁逃げちゃいけません。じゃ具体的に伺いますが、文部当局としては、超勤相当額を加味した俸給表というものが検討に値するとお考えになつておられると思うのですが、念のために伺います。

○政府委員(内藤善三郎君) さようでございまして。

○矢嶋三義君 次、人事院に伺います。あなた方が国会と内閣に勧告をするにあたって、研究職と医療職の優遇をはからねばならないという実態と世論のもとに善処されたわけでありまして、なおかつ、研究職並びに医療職の勧告俸給表は、官民給与較差から見れば、数字からいへば、不十分な勧告に終わったと、こういう反省も持たれておられると数字から思えるのです、念のため伺います。

○政府委員(入江誠一郎君) お答え申し上げますが、ただいま御指摘の通り、研究職、医療職につきましては、むしろ今回の人事院勧告の率というものは下回っております。ただ、これが先ほど来……

○矢嶋三義君 私は数字だけで言っているのですから、政策的なことは言わないで下さい。

○政府委員(入江誠一郎君) 下回っております。

○矢嶋三義君 それでは総理府副長官に伺います。人事院の勧告を受けて政府府内で検討されたわけですが、数字の上から見た場合に、今度の勧告、それに基づいての法案では、研究職、医療職はかなり優遇はされているけれども、民間の給与のそれと比較する場合、今度引き上げても、なおかつ十分で、これは財政的の配慮からこことどめたのであるが、なおかつ十分で、研究職、さらに医療保障態勢を確立するのには、人材の確保に、なお不安があるのではないかと、こういう気持を持ちながら法案を決定して国会に出されているものと数字的に判断されるのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(佐藤朝生君) お話の通り、人事院勧告の中にあります医療

職、研究職の数字の低いのは、人事院から勧告され、また、われわれの方から出しました俸給表もそうになっておりますから、これで十分であるとは申し上げられないと思ひます。

○矢嶋三義君 さらに伺いますが、一応法案をきめて国会に出したけれども、この研究職の改善は、時期はともかくとして、さらに検討しなければならぬ、こういう見方をこの資料からはしておられると思うのですが、その点はいかがですか。財政が許せば……

○政府委員(佐藤朝生君) その点につきましては、公務員給与全体にわたる体系の問題もございまして、人事院でいろいろ御研究になると思ひます。このたびはそういうふうにした次第でございます。

○矢嶋三義君 あの方は何ですか。人事院でもいろいろ調査研究をされると思ひますので、このたびは人事院勧告通り提出したわけでございます。

○矢嶋三義君 それでは資料を要求します。この次に、国公立の研究機関に勤務されている研究公務員が退職されて、民間へ移られた人は何名おるか、過去五カ年間の実績を数表として出していただきたい。総務長官、そういう数表研究されたことがございますか、どうですか。あなたこれを出したと言っただが、これはそういう流れをストップするといふ見通しのもとにこの法案を出されたのか、それとも、そのカーブはやっぱり下降カーブに向けることはできない。やはりそういう傾向は今後堅持されるだろうという不安を持ちながらも、財政的ないろいろな角

度からああいうところに妥協して法案を出されたのか、そういうことを僕はさつきから伺っているわけです。お答えいただきたい。

○政府委員(佐藤朝生君) 私自身は、その研究機関にとのくらしい行っているが、今ちょっとここで知りませんですが、その資料は各省におきまして作りまして、できるだけ提出したいと思っております。

○矢嶋三義君 次に、人事院に伺います。医療職俸給表は(一)、(二)、(三)とありますが、この官民の比較をした場合に、どういふ見解を持たれたかということをお願いいたします。そこで具体的に伺いますが、医療職俸給表の(一)表においては、先ほど答弁されましたように、官民較差よりも低い基準で給与改善率を採用した、これはさつき答弁されたわけですね。そこで次に質問したい点は、医療職俸給表の(二)及び(三)においては、官民給与較差よりも高い基準で給与改善率をかけた、この点はどうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 結果はさようでございます。

○矢嶋三義君 政府案もそういうふうになっておりますか。お答え願います。

○政府委員(佐藤朝生君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 そこで、これは厚生行政と労働行政に関連して参るわけですが、内閣を代表して副長官おられるのですから、お聞きいただいて、適当な機会に、こういう意見があったということを開議に報告してもらいたいのです。ということは、この人事院の調査と人事院勧告から数的に結論として出

てくることは、官民における医療俸給表の(一)、(二)を適用されている労働者が、いかに前近代的な労働管理と待遇を受けているかということに明確に出ているかと思うのです。これはいかにですか。——おわかりになりますか。

○矢嶋三義君 医療職俸給表の(一)では、民間はこんなに高いので、政府側で公務員を上げようと思つても、このくらいしか追いつけなかった。ところが、医療職(二)、(三)においては、民間はこのくらいであるのに、公務員のはこのくらいに告しているわけですよ。それで、なおかつ低いのです。そうなりますと、民間の医療機関においては、医療職の(一)、(二)の適用を受けて、勤務者によつて(一)と(二)の取り扱い方が非常に開いている。前近代的な労働管理と給与を受けている。それがこの最近のストでですね、こういう事態として具体的に現われてきているということは、数的にはつきり出ていると思うのです。この点について、人事院はこの資料をこしらえるについてどういふ見解を持たれたか、お答え願います。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院といたしましては、医療職のみならず、民間も各職種あるわけでございますが、やはりまあ民間の各職種と公務員の各職種は、必ずしもその通り一致するわけじゃございませんので、それぞれの職種の引き上げにつきましては、また公務員内部の均衡なり給与体系を勘案して勧告いたしたわけですね。そこで、今の御指摘の医療職(一)、(二)、(三)の問題につきましても、(一)、(二)それぞれ民間の給与等と御比較になりますと相違する率ができますのでございましてけれども、国家公務員の医療職の(一)

(一)、(二)の関係におきましては、やはり今回の勧告の線が全体の給与体系として適当であると考えまして、さようにに勧告したわけでございます。

○矢嶋三義君 だから(一)については、民間よりもこういうところを勧告しているのではありませんか。(二)については、民間のこれに對して、こういうところを勧告しているわけでは、どういふこととは、民間において(一)、(二)が非常に劣悪な待遇下にあるというところは、数字から判断されるのです。その点を私は聞いています。どうですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院といたしましては、やはり四十万近い国家公務員各職種の俸給について考えなければならぬので、今御指摘のように、医療職俸給表の(一)につきましても、単に民間との関係でなく、公務員内部の他の職種との関係も考えなければならぬと、(二)、(三)につきましても同様の関係を考えますので、それがその俸給表の結果は、そういう見解のもとに勧告いたしたわけでございますが、民間の現在の病院その他の医療機関の問題は、われわれはまあ給与を調査するだけでございますから、それ以外の経営上の問題等につきましては、政府部内から一つ御回答願いたいのであります。

○矢嶋三義君 副長官お答え願います。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまの問題につきましては、給与の問題につきましては、人事院勧告に出ておりますので、われわれ承知しておりますが、その民間の病院の管理の状況等につきましても、私も知識が浅薄で、ま

だ存じませんので、ちょっとお答えいたしかねます。

○矢嶋三義君 では、これは大臣のところに伺いましう。

もう一つ文部省にお伺いいたしますが、これは私見が入りますけれども、医療職の(一)、(二)というのは、私は民間でも公務員でも、もう少し優遇しなればならぬという見解を持っています。で、これは厚生行政、労働行政になるから、ここで申しませんけれども、やはり民間における医療職俸給表の(一)、(二)の該当労働者の給与改善というところは非常に重要な問題だと思つて、これとよく似た問題が教育職に出てくると思つて、それで具体的に伺います。内閣局長は文部省の実力者ですから、文部省の局長という立場でお答えいただきたいと思つて、私学の教職員待遇改善という問題は、日本の私学振興の立場から重要な問題だと思つて、私学が、いわゆる私学三法というものができて、戦後日本の私学というものは充実に発展して参りました。で、その中に具体的に私学振興法というものがあつて、国から投資し、この貸付金で私学の充実に寄与していることは御承知の通りであります。しかし、あの資金というものは、経費的な人件費方面には一切使えないようになって、だから私は、今後私学の伸張と、私学の教職員に適正な待遇を保障するといふ立場からは、あの私学振興法の適用範囲というものをそういう方面にも向ける必要があるのではないかと、そういう検討をする必要があるのではないかと、こういうことを、まあ具体的に伺うという数字から、数字を検討した場合、意見として持つに至るわけでは

が、そういう点について文部当局はどういう見解を持たれたか、検討される御用意があるのかないのか、それを伺いた

○政府委員(内藤三郎君) 矢嶋委員の御存じの通り、私、所管外のこととさせていただきますが、従来文部省がとつておつた態度は、つまり私学の方が経営が非常に困難なために、経費から、相当建物等の臨時費に支出されている部面が多いわけですね。特に私立学校ですと、やはり生徒募集その他の関係もございまして、できるだけ建物なり、あるいは設備なりを充実したいという点が従来からあつた。そこで、一般の経常費からこれらの臨時費に回る部面が相当多い。そうした臨時費の方を解決いたしますれば、今度は経常費の方が潤沢になると、こういう前提のもとに今日まで私学振興会に政府で出資しておつたわけでありまして、まだ私学が十分に戦後立ち直つておりませんが、だんだん御指摘のように改善されつつあると思つております。いましばらく様子を見て、その後に検討すべき課題ではなからうかと考えます。

○矢嶋三義君 いずれ後日、大臣相手に本格的に質疑する場合に、そういう質問が出て参りますから、あらかじめ大臣にそういうことをお伝えいたしたい、研究しておいていただきたい。私はあと事務局に具体的に伺いた

い質疑点が三つありますが、他の委員も質疑があるようですから、そのあとで質疑いたします。

○政府委員(入江誠一郎君) 実は初任給につきましても、よくいろいろ給与の問題は御専門でございますから、十分御存じだと思いますけれども、大体新高卒、それから短大卒、大学卒を通じて、民間の現在の調査いたしておりました。対象よりは、新高卒及び短大卒につきましても、やや上回っております。従って、全体の給与の問題としては、やはりことに初任給というものは公務員の給与の一つの基礎的な基点でございますから、民間給与と均衡をとる必要がございます。従って、現在、今回勧告させていただきます初任給を特にこの際上げるといふことになりまして、民間よりもそれだけ高くなって参りますから、この程度で御採用願いたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 人事院は、今度初任給調整手当というものをいたしましたね。これは限られた職種なようですが、そうして二千円三年間保証するわけですね。三年たつたらゼロになるわけですね。こういうもので一人人間が採れるというふうに思っているのですか。私は非常に問題だと思っておりますがね。

○政府委員(入江誠一郎君) 初任給調整手当は、確かに一つの、何と申しますか、はたしてこれが十分な成果を上げられますかどうかは、やってみないとわかりませんけれども、しかし、初任給というものと、初任給調整の一つの形は、非常に根本的に性格は違ひますので、初任給といたしましては、やはり初任給最高号俸あるいはその間のカーブというものは、どこまでも基本的なものでございますから、民間とのバランスをとっていく。かりに初任給調整手当を二千円、それだけのものを

を初任給を上げますと、それだけ理屈から見れば民間よりも高くなるわけでございますから、これはやはり納税者の皆さんにも御納得願ふのじやないか。そこで、ただ特殊の自然科学に従事する、特に民間へ流れます者が多いものにつきましても、三年間といふことが、経過的なものでございますが、十分ながらこういう措置をとることによりまして、現在の一般のこの科学技術振興の若干の目的を達成していきたい、いうわけでございます。

○鶴岡哲夫君 三年間二千円を保証する。そうして三年後はゼロになる。先の見えすいたような話ですが、そういうことでいい人材を集めようといふふうに言われることはどうもわからないう。しかも私は申し上げたいのですけれども、その給与の問題について、五十人以上の民間の給与と比較される、こういう点についてはいろいろ問題が参りますけれども、また考えられる点があります。しかし、五十人以上の企業に行くような者が役人にならなければならぬというところをお考えになる必要はないのじやないか。もつと初任給というのを上げていいのじやないのですか。

○政府委員(入江誠一郎君) やはり初任給の問題は、非常にこれは先ほど申し上げました通り、給与体系として重要と申しますか、これは非常に基点になる問題でございますから、民間とのバランス、それは五十人以上の民間と比較することがいいかどうか、ここに一つの御疑問があると思ひますけれども、現在の五十人以上の企業の給与と比較するといふ建前から申すと、やはり民間給与よりあまりかけ離れた高額のものを公務員に支給するということは、どうも皆さんにやはり御納得を願えないのではないかと考えをもちております。

○鶴岡哲夫君 次に、この甲乙に分けました結果を見ますと、先ほど矢嶋委員も指摘されておられました、甲種といふのが圧倒的に上つてしまつたですね。乙種が一七%ですよ。それで今度甲種が四百九十九名採用しておられる。乙種が百十六名です。この総計六百十五人採用しておられるわけですが、その中で乙種といふのは一七%ですよ。非常に少なくなつてゐるわけですね。ですから上級職といふのは、もうこれは甲種と、こういうふうになつていひほどになつてゐるのです。しかも、乙種といふのを採らないようにしよう、これは省といふ省は全然採つていないじやないですか。大蔵省は乙種を一人も採つていないですよ。大蔵省、文部省、厚生省、農林省、通産省、運輸省、郵政省、労働省、自治省、人事院自身も乙種は採つていない、一人も。省といわれるところは、全部乙種を採つていないです。そうしますと、上級職といふのは、ほとんど甲になつたといつてもいいじやないのですか。

○政府委員(入江誠一郎君) まあこれは御存じの通り、上級職は七等級の官職の採用試験でございます。そこで、この今回の甲の方は、まあ一応六等級に對する能力があるかどうかを要する試験でございます。まあことしはたまたまお話の通り、上級甲の方を各省が希望し、またその方の数が非常に多いのでございますが、これはまあ各省のまたその官職を補充する一つの方針にもよることでございますし、まあ公務員試験は、やはり上級試験は七等級と、あるいはその他省自體の試験を今度設けましたわけでございますが、七等級の初号といふ、まあ大学を出た者を七等級の初号にするという試験であるという性格も失つておりました。決して乙の設置の必要がなくなつた、あるいは値打がなくなつたといふことはございませぬと思ひます。やはり乙につきましても希望者がございましてわけでございますから。

○鶴岡哲夫君 私の申し上げたい点は、甲乙に分けた、これはまあ人材が民間に流れないようにといふことだと思ひますがね。しかし、流れないようにとおっしゃるけれども、それは五十人の企業を相手にしてお考えになつておられるのではないと思ひます。やはり五百人とか千人とかいう大きな企業に流れないようにならうのです。そうしますと、初任給については、やはり人事院としてお考えにならなければならぬじやないでしょうか。五十人とか百人の企業に行くといふことはお考えにならないでしよう。

○政府委員(入江誠一郎君) たびたび繰返しますようにございまして、初任給の問題は、まあ御存じの通り、それだけで初任給をきめるわけじやございませんけれども、標準生計費なんかの關係も考えながら一つの点をチェックするといふこともございまして、まあ民間給与と大体皆さんに納得していただく關係においてこういう給与をきめていただくといふ点から言へば、やはり現在の初任給の考え方、その比較の方法ということが人事院としては正しいと思つてゐるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私、先ほど申し上げた点についての踏み切りがおつきにならないから、上級職を甲乙に分けてみたり、あるいは初任給調整号俸といふような、何か先の見えすいたようなものをお作りになつたり、しかも、それが先ほど私があげましたように、昨年とあまり違つた効果を収めていないといふようなことになるのじやないでしようか。ですから、こゝで初任給といふのは重大であるがゆゑに、先ほどから申し上げてゐるような形で踏み切られる方がいいのじやないか。

○鶴岡哲夫君 先ほど申し上げましたように、上級職については甲乙に分けられましたが、実際のところしやつてみた結果は、ほとんどが甲になっているという事になりますと、実質上はやはり上級職の初任給というものは引き上げたという形になるのじゃないでしょうか。

○政府委員(入江誠一郎君) まあこれは何か形式的な理屈を申すようでございますが、上級試験は、どこまでも甲乙両方ございまして、乙は乙、甲は甲というふうに、能力の実証試験をいたすわけでございまして、その結果、そこに給与が伴いますわけでございまして、この上級試験の合格者の約相当な部分が甲になったことは事実でございますが、しかし、そうかと申しまして、上級試験が全部甲になってしまつた、それと同じ結果じゃないかというわけではないと思つておりますのであります。

○鶴岡哲夫君 短大卒ですね、中級職初級の試験ですね、これについては上級職と同じような考え方があるのですか。

○政府委員(入江誠一郎君) この新高卒、短大卒については、ただいまのところ試験区分を、たとえば二種にいたしますとか、そういう考えを持つておりません。

○鶴岡哲夫君 高校卒、短大卒ですね、これは今の役所の内容を御存じの方はすぐおわかりになるのですが、十五年たつたら、本場に各省の実務を握つてゐるのです。そういう人たちに就いて初任給を考へないというのは、上げなければ来ないですよ、やはりこれも御存じの中級職の昨年の、これは昨年

しかありませんが、三十四年度のみをみますと、実に三割二分という人たちが試験を受けても、願ひもしない、こういう実情ですね。初級、高卒卒ですね、これも三八%ですが、三割八分という人たちは応募もなしに、だまつて辞退をしてゐる、こういう実情ですね。これはやはり高卒卒にしても、短大卒にしても、初任給について特に考へなければならぬような事態にきてゐるのじゃないかと思ふのですが、上級職だけについて何か特殊なことをいろいろ考へられる、初任給の調整手段というふうなことを考へになる。しかし、先ほど私が申し上げましたように、実際短大卒なり高卒卒という者が、十五年たつたら各省の本場の実務を握つてゐるのです。そういう人こそいい人が来なければ困るでせう。

○政府委員(入江誠一郎君) 中級試験なり、あるいは初級試験の合格者は、現在非常に優秀な方が合格されておられます。もつとも中級試験は現在短大卒でございまして、短大といふのは、御存じの通り、ほとんど国家公務員の関係においては、あまり数がございせんので、短大で中級試験を受けておられます者は非常に少数でございますが、それはさておいて、新高卒の關係におきましては、これは数字を申し上げて恐縮でございますが、現在八の二、それから短大卒と申しまして、中級試験は八の五に採用いたしておりますが、民間の給与に比べまして、大体三、四百円給与が多いことになっております。それだからというわけではございませんで、ところが、現在短大卒、いわゆる初級以上中級につきましまして、現在の試験の状況から申します

と、ほぼ目的を達しておると申しますか、非常に優秀な人が来て下さつておられます。さつき御指摘のように、そういう方が役所において非常な重要な役目を果たされておられることは事実でございますが、これをさらに甲乙に区別するということにつきましては、ただいまのところ、その必要がないという見解でございます。元来この上級の甲を設けたのは、これはまあ結局人材の確保にもなりますけれども、最近の技術方面あたりの、非常に高度な技術の需要が多くなりまして、それがやはり事務の方面にも及んでゐる關係上、上級試験の甲を作つたという關係もございまして、もちろん高卒卒につきましてもそれに似た問題がございまして、現在の段階におきまして、将来はさておいて、上級試験ほどのそういう必要は認めておりませんわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、中級や初級の試験に対して甲乙を設けろというのを言つてゐるんじゃないのです。私の言つてゐるのは、上級もほとんどこれは初任給を引き上げたやうな実質の形になってゐるから、中級も初級も引き上げになつたらどうかということをおし上げてゐるわけですね。なお、今、入江人事官は、初級のごときはなかなか優秀な人がお見えになつてゐるというお話ですが、三十四年の実績から見ますと、そういうことは言えないんじゃないですか。というのは、上級職も大体四割くらい断つてゐる、あるいは応答しない。初級も三割八分です。ほとんど同じくらい断つたり、応答なしです。そういう実情です。しかも、

私が先ほど申し上げましたように、初級、中級といふ名前を使つてゐるけれども、この人たちが十五年たつたら、ほんとうに各省の中堅の幹部で実務を握つてゐる。そういう人たちがこい人たちが来なければしょうがないんじゃないですか。ごく一部の高級職だけについて、何か五百人か千人以上の企業と競争できるやうな初任給手当というものを出す。そして中級なり初級については、そういう配慮が全然なされないというやうなことは、実務というものはそこそこいい人たちが、優秀な人たちが来なければならぬんじゃないでせうか。ですから私の言いたいのは、初級、中級の初任給もつと引き上げになつたらいいじゃないですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 初級、中級の試験の合格の方が、将来あるいは現在においてもさうでございまして、非常に官庁内部において重要な職責を果たされておられますことは事実でございます。ただ初任給の問題につきましては、先ほどちよつと申し上げました、高卒卒あるいは短大卒と申します、初級及び中級試験に相應するものにつきましまして、今回の勧告の俸給表におきましては、若干大学卒よりも民間給与に比べまして割いと申します、割いいもの、そこにまだ足りないという御指摘があつたと思ひますが、割よくしてございまして、それから、試験の約三分の一が採用されて、あとの三分の二が逃げておる、これはどうしてかとお話でございますが、これはどうしてか試験の技術的な問題になりますけれども、官庁の要望する人数と申しますか、採用される

だけの人数を試験で採用するということは、なかなか結果においては官庁の需要が満たされなくなつてゐます。どうしても試験というものは、最近のみならず、従来から試験の合格者の中で、必ずしも公務員とならうといたしておる者ばかりが試験を受けませんのですから、最近民間も公務員試験に合格した者を、ある程度それをもつて資格として、採用試験のときに重用してゐる關係もありまして、元来、もう公務員にならないつもりと申しますか、民間へ行くつもりの方がやはり試験を受けたいと思つてゐる、そういう關係で、これはどうしてか各省その他の關係機関で、その年の採用数を満たすためには、それよりも少し多い者が試験を受けました。現在、初めからほんとうの希望はどうかといつて聞かれないまでも、やはり多少数の多い者を採用いたしまして、それでその中で自然に公務員以外に行ける者が出てくることを計算に入れないわけになりますので、必ずしも三分の一しか入つていないで、三分の二が逃げてゐるじゃないかといふことが、初級試験、給与、その他のものが不完全だといふふうにもならないのではないかと申しますのでございまして、いかがでございませうか。

○鶴岡哲夫君 あと二つ伺ひたいのですが、一つは先ほど矢嶋委員も指摘しておられました、行(けい)の大体三等以上のについては、医療職、研究職、それとの比較関係で率を出しておられますね。そうしてそれ以外の六、七、八といふのは共通職といふことで、十四の職種との関係の中で率を出しておられ

るわけですが、これは私は理由がわからないわけでは、行(一)と同じ俸給表を、何ゆえにそりううような違つた比較をしなければならぬのか。三等以上については医療職と研究職との比較、それ以外のものについては十四の職種との比較というふうになぜしなければならぬのかということがわからない、同じ俸給表ですから。それを伺いた

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、御存じの通り、各俸給表にはおのずから、たとえば行政職(一)でございすとか、研究職、医療職でございすとかいふように、それぞれの等級、二等級に相応する高位の等級のありま

す俸給表も一部ございすし、たとえば公安職でございすとか税務職でございすとか、その他たとえば全体の公務員を八段階にいたします場合には、かりに三等級あるいは四等級、もつと下からその俸給表の最高が始まってい

る俸給表もございす。そこで六、七、八等級辺につきましては、これはもうどの俸給表もございすから、自然にそこで全体を比較する。上の方の等級になりますと、俸給表によってそ

れがない俸給表もございす。それから先ほど申しました通り、やはり俸給といたしましては、初任給と最高号俸というものが俸給表をきめる一つの基準で、そこで最高号俸と初任給との間を、どういふカーブ、あるいはどうい

と行政職俸給表というものを比較しながら最高号俸をきめる。それから、ただそこへはなかなか最高号俸が低い俸給表のものはちよつと入って参りませ

んの、これはやむを得ませんので、大体そこで最高号俸の初任給といいま

すか、最低をきめまして、その中間を各俸給表の各等級ごとの基準で線を結んでおりますわけで、そういう関係で、今の御指摘の最高号俸の、これは医療職とか研究職とか教育職俸給表といふものがある。下位の方は全

体の俸給表にそれぞれございすから、それは全部比較されている、そういうふうな結果になっておりますのでございす。

○鶴岡哲夫君 それで人事院は今までそういうような比較はなさなかつたわけですね。昨年もそういう比較をなさつていないし、今までもそういう比較をなさつたことが一ぺんもないですね。今回に限ってそういう妙な比較をなさつた。同じ俸給表なんですからね。私はどうしてもそういう点に非常に疑問を抱くのですがね。

をそれぞれ比較して対応するということはいたしてありませんでした。その後しばらく大幅のベース・アップと申しますか、大幅の勧告というものがござい

ませんで、最近いたしましたのは、中だるみ是正でございすとか、初任給の調整とか、そういうことをいたし

て参りましたので、そういう場合に、これは一部の手直しでございすから、今申し上げたように、特に俸給表全体について、最高と最低とか、全

般を合理的にするということとはちよつといたしかねたわけがございす。今回、民間給与との差が相当大幅にでき

まして、一二・四%というものが一つの官民給与の比較の基準になりましたので、この機会に、俸給表全体を、公務員の俸給表は公務員の俸給表として合理化したい、そういう原則に立ちま

る。はなはだ不満だと思ふのですがね。そこに、非常に上へ厚くして下へ薄いという点で人事院の勧告は非常に不評を買つた理由があると思う。その

実情についてはどうです。

○政府委員(入江誠一郎君) これはたびたび繰り返すようで恐縮でござい

ますが、四等級以下と申しますか、六、七、八等級は、やはりことしの四月の

民間給与調査によりましていたしたたので、その結果が、六、七、八等級は、全俸給表を平均いたしましたので、ただいま御指摘のように、上級の等に比べまして割合が低いという結果になっておりますのでございす。つまり今の春闘問題、春闘相場という問題、これはいろいろそこに御議論があると思ひますけれども、ことしの春闘相場そのものは、御存じの通りの金額でございまして、各それぞれの級と申しますか、等級につきましていろいろ御意見があると思ひますけれども、全体としては、春闘相場というのはどういうふうにごらんになりますか、三公社五現業の結果に比べて、決して人事院勧告というものがそう下回つておると思つておりませんわけがござい

かという点を私は言つておるわけでは、先ほど来お話しがございすように、やつぱり行政職俸給表(一)の俸給表につきまして御指摘があり、結果もさ

らうでございまして、問題は、やつぱりその限りにおいては、少なくとも行政職俸給表だけについては、民間とそれだけの差があり、これを埋めなければならぬのじゃないかと、こういう一

つの結論になるんじゃないかと思ひますが、この問題になりますと、やはりわれわれ、これだけの俸給表がございまして、そのいい悪いは別として、民間よりも高い俸給表もございすわけ

で、そういうものを、行政職俸給表は少なくとも民間と同じにし、民間よりも高い現在の賃金のものでそのまゝにいたすというか、それはそれで上げるというところ、これはまた全体として

妥当性が少ないんじゃないか。やはりその点は俸給によりまして、民間とそのものをすばりと比較した場合に、民間の通りになつていないものもございすし、また俸給によりまして、民間そのものと比較すると、もつと下けてもいゝものが下がつておらないものもございすし、そこは、各俸給表全体としてごらんになつていただきたいのでございす。

○鶴岡哲夫君 俸給表全体として見て

もいゝし、今のものを、同じ俸給表を

とつてみても、同じ俸給表を適用され

るものの間にこのような差があつては

まずいじゃないか。調整をするという

のがほんとうじゃないですか。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ人事

院といたしましては、どこまでも、全

体を、各職種を総合して結論を出すべきものだという考えでありますので、それは、確かにお話の通り、行政職俸給表だけで比較されますと、行政職の方が割りが悪いことになりますのでございませうが、さればと申して、行政職俸給表だけを調整するということはいかがかと思っておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それは、各俸給表についての是正をされたいわけですね。

その場合に、いつも人事院が出されるのは教育職の問題です。その教育職の問題については、先ほど矢嶋委員のお話の通りです。何かあれをいつもしろにちらちらさせる。はなはだ私は不愉快ですね。もつとこの俸給表全体をじっくり見てもらいたい。四等級と三等は大へんな断層ができてしまっている。その中で、職場でさへ非常な不満があるんですね。だれが見ても、四等級にこんな断層ができていかぬと思ふんですね。それをすなおにお考えにならないのは何か。教育職をちらちらさせる。それは、教育職には教育職の立場があるということを先ほど矢嶋委員が指摘された通りなんです。

最後に伺いたいのは、人事院が今度の年末手当——期末手当ですね。民間は三・一、公務員は二・九、そこへ一・一プラスして三・二、あと〇・一というのを削りましたね。この削った理由がはつきりしない。今までこんなでつかい数字を削ったことはない。どういうわけで削られたのか。

○政府委員(入江誠一郎君) 三・一九を三でとめましたこと、この問題は、先般やはり御質問がございまして、浅井総裁からもお答え申し上げましたように、これはいわゆる臨時給と申します

か、臨時給について、民間給与の出た数字とどの程度合致するかということ、いろいろそこを御判断があると思ひますが、これも先般、御存じの通り、民間の方はやはり一つの業績競争的な性格がございませうから、そのときの経済の状況によって変動がございませう。公務員の方は、何と申しまして、そういう臨時給につきまして変動いたすということもなかなか困難でございませうし、若干の恒久性を持つておるわけでございますから、そこで、今年度といたしましては、一応三・二というところできまして、今後の民間の期末手当、臨時給の趨勢、これが今年一カ年のものが来年勧告の際に出て参るわけでございますから、そのときに、従来通りまたそのときの状況によって来年度の勧告の際に考慮するということ、そういう従来のやり方を踏襲いたしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それははなはだ不満ですね。前回御答弁の中にも、三・二で大体期末手当というのは打ち切りたいという研究も検討している、こういう話があった。しかし、今の入江人事官の語だと大ぶん食い違ふのみならず、〇・一九というのかい数字を今までネグレクトされたことはないのです。小数点以下二けた、〇・二とか〇・三とかいうのがオミットされたことはあるが、小数点の一位のものを切り捨てられたことは今までないのです。これは私は理由がはつきりしない。ただ切ったという話でしよ。根拠がございませうか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは浅井総裁がどういふふうにお答え申し上げましたか、私も存じませうけれども、公務員の期末手当の三・二月なら三・二月ということの一つの大会と申しますか、底にして、それ以上は特別に考慮を払わなければならぬというまでの期末手当についての何と申しますか、方針というものは、私たちの関係いたしました関係においては、人事院としては必ずしもそこまで考えていないと思ひます。これは、ただいまの民間の状況が、そのときによって、景気の変動によって変わるものでございませうから、その年その年にその通りにいかなう。そこでまあ、そこは一つの、ある程度の恒久性を持つておる臨時手当を公務員に民間と比較しながらどの程度に押えるかということ、そのときの人事院の判断によることとございませうが、今年といたしましては、三・二月というところで一つの将来の模様を見ようということになりました。

○鶴岡哲夫君 とにかく、今までどういふでかい数字を切ったことはないけれども、今回は切つてしまった。根拠は明らかでないというふうに言つて差しつかえないと思ふ。

さらに私は伺いたいのですが、公務員の期末手当を工員と職員との平均でやつておられますが、職員だけの平均をとりますと、民間の場合は三・七二になる。この民間の職員の中には、社員とか従業員という形で相当工員が入つておるわけですね。それで三・七二になるわけですが、私は公務員はこの職員と比較できないと思ふ。公務員三十八万の中で、工員に該当する者は一万ないであらう、こゝろいわれておる。それならば公務員と民間の職員と私は比較すべきだということを従来から言つておるわけですね。

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、ただいまお話のように、鶴岡委員からしばしば御指摘のあった問題でもございませうし、また、お話の通り、公務員の臨時手当というものを民間の職員と比較すべきかどうかということ、いろいろ議論があるわけでございますが、しかし、これはやはり数の多寡は別問題といたしまして、民間の工員あるいは職員というものの差というものは若干また国家機関とは違ふ点もございませうし、また国家機関内部にもいふゆる工員に相当するものがございませう以上、これを全部民間の職員に合

わしてしまふというわけにもいきませうし、やはりまあ従来やつております通り、そこに、数から申しますとパランスが若干食い違ふかもしれないけれども、民間平均と公務員平均ということとでとりまます方が妥当ではないかというところで、いろいろこれも研究した結果、そういうふうになつておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 政府に伺いたいのですが、この間、この十二月一日の本委員会で大平官房長官が、この体系について、上厚下薄について、閣議でもそういう発言が二、三あった、それからさらに、そういうものを含めて各省からいろいろ意見が出ておる、それは次々取りまとめて、次の勧告の資料にしたいだくように人事院に出すつもりだというふうなお話がありまして、なお、それに関連して、この俸給表を是正するということ、いじるといふことは非常にむずかしい、こゝろいふ話があったのですが、私は、事務的、技術的にいって、次の勧告ということをやわないで、せつかくこれだけの大きな

財源を使つてやるのですから、公務員の非常な不満にしている上厚下薄について、やろうと思へばやれると思ふのですが、技術的にいってやれると思ふのですが、若干、それは体系が少しこぢやこぢやする点もありませう。しかし、それは過去において申だるみ是正をやつたり、初任給是正をやつたり、体系そのものもさうお気に召したものでなかつたらうと思ふが、今回やろうと思へばできると思ふ。ただ、それをやるというのと、一波は万波を呼ぶというふうなことのようでありませうが、それを調整できないやうなことで

は私はしようがないじゃないかと思ふが、技術的にいってやれないものか、来年に延ばす必要はないじゃないか、この際にするべきではないかという点について、どういふふうにお考えになつていませうか。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまのお尋ねでございませうが、この間大平官房長官がこゝで答弁されておりましたのは、私も伺つておりました、その通りでございます。ただいま、そういう上厚下薄の点その他是正すべき点をこの際やつたらどうだろうかという話はございませう。各省からいろいろな意見が来ております。大平官房長官のお話の通り、いろいろのところが意見が来ておりますが、私の方でもいろいろ研究いたしましたのですが、人事院という専門の調査機関が非常に御熱心に御検討になりましたこの案を私どもが根本からくつがえすという自信もございませうし、これをこのまま人事院勧告を尊重して提出したような次第であります。

○鶴岡哲夫君 三十二年の人事院勧告について政府は非常に大きな修正をして出された、そういう過去の経緯もある。できないということはない。修正をして国会に上程されたこともある。ですから、事務的にできないとか、技術的に非常に困難だということはないと思うが……。

○政府委員(佐藤朝生君) 今のお話の昭和三十三年のときでございますが、この際は内閣におきまして、ある程度いじったわけでございますが、その際も、人事院のプリンシプルと申しますところが、方針は変えませんが、ささいのところをいじったわけですね。それが全部の俸給表に及び、また等級、号俸に及んだことは事実でございますが、プリンシプルは人事院の勧告通りでやったわけでございます。

○山本伊三郎君 それでは、大臣も見えなくなっておられないので、簡潔に二点だけ伺いたいと思っております。まず人事院に対して、寒冷地、薪炭手当の問題、あわせて暫定手当の勧告を出すやに聞いているのですが、その前の当委員会において入江人事官にたまたまところ、寒冷地手当も相当考えるように答弁されましたが、現在の作業状態は、はたしていつごろ勧告が出される準備になっているか、その点だけ一つ伺いしておきたい。

○政府委員(入江誠一郎君) 先般のお話の次第もございましたし、また、御回答申しました通り、寒冷地手当の方は、当局の方の作業がなかなかひまどっておりまして、

〔委員長退席、理事村山道雄君着席〕

とにかく、暫定手当と薪炭手当を同時にだせませんか、あるいはそこに若干のズレができますか、そのところはちょっと今まだ確信を持ったお答えを、事務局の作業の関係もございまして、できませんけれども、どちらにいたしまして、国会の方の御要望、決議の趣旨もございまして、来年度から実施できますような時期に勧告いたしたいと思っております。

○山本伊三郎君 それじゃ、政府に一つおねがいいたしますが、本年春の第三十四国会において、衆議院で附帯決議がついておる。その中の一句にこういふことが書いてあります。前文は省きまして中途からですが、「政府」と書いてある。「政府は、速やかに人事院をして調査研究せしめ、昭和三十六年度より改正するよう措置するものとす。」「こういふふうになつておる。政府は単に人事院に調査研究だけやらして、政府は知らぬ顔しておるがどうか、ほんとうに寒冷地手当とか薪炭手当に對して熱意がある態度でやっておるかどうか、その実情を一つ総務副長官からお願ひしたい。

○政府委員(佐藤朝生君) この前の国会のときの附帯決議の点でございますが、そのときに、薪炭手当並びに寒冷地手当の法律が通過しましたときの附帯決議であらうと思ひますが、私どもとしまして、その当時、石炭手当だけが法律で改正されましたし、そのほかにつきまして、薪炭手当等につきまして、いろいろ問題のあることも存じております。この附帯決議の趣旨もあ

りますので、われわれとしまして、この薪炭手当等につきまして勧告のあ

ることを期待しておるわけでございます。

○山本伊三郎君 私、勧告を期待しておるといふことでなくして、大体、給与というの政府が定めるのです。ただ、政府自体がそういうことができないので、人事院が法律に従つて勧告をして、それを受けてやるという……、もし人事院がすべての権限を握つておるなら問題ないです。本日のわが党の代表質問に答えて総理大臣が、人事院の勧告を尊重いたします、しかし、実施時期は十月だ、こういうことを言われておる。従つて、どこまでも責任は政府にあるというのを言われておる。ただ人事院が勧告するのを待つて、出たものを、いといとこだけ政府が取らうという考え方はすると思ひます。だから現在、人事院がどう言おうと、政府はこういふ方向で行つた方がよいという考え方があらうと思ひますが、そういうものは全然ないですか。

○政府委員(佐藤朝生君) この法律によりまして、人事院が寒冷地手当、石炭手当等につきまして調査研究する権限を持つていただくようになったわけでございます。人事院という専門機関におきまして十分研究していただきまして、その結果が勧告されれば、政府といたしましてこれを十分に尊重しまして、その実現に努めたいという考えを持っております。

○山本伊三郎君 大臣おられますから、執断に言ひませんが、それで、暫定手当の問題につきまして、昭和三十三年の五月十八日当院においても、第二十六国会でございましたが、附帯決議がついておる。その第一に、「昭和三十三年五月以降における暫定手当につ

いては、これをすみやかに整理し、その本俸繰り入れの措置を講ずること。」「これも附帯決議の前文には「本案の実施に當つては、政府は、左の事項について必要な措置を講ずること。」「人事院といふことは一つも載つておりません。ところが、今まで私の経験からいふと、人事院に対して、すべて隠れみののような形で政府はいひ願をしてやつておるきらいがある。その陰には、大蔵大臣はきよく見えておらないけれども、財政の關係できよくきめておる。そして、これは何も人事院の肩を持つわけじゃないけれども、悪い点の批判だけは人事院に負わせているという形、こういうことでは政府は私には思ひます。しかし、寒冷地手当、薪炭手当、暫定手当の問題については、もつと真剣に研究してもらいたいと思ひます。当時の事情は、佐藤副長官におわかりだと思ひますので私は触れませんが、暫定手当の問題も、簡単に人事院が描きといて、軽率な勧告を出されたら非常に問題があるというものを政府当局は十分認識しておいてもらいたい。この点について政府の所信だけ聞いて私の質問を終わります。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいま暫定手当につきましてお尋ねがございましたが、暫定手当は、御承知の通り給与法を改正しますときに、地域給を廃止しまして暫定手当となり、この名前が示す通り、暫定でございます。早晩廃止されるような運命になつたわけでありまして、その後、政府におきまして、一級地分だけを本俸に繰り入れる措置をとつたのでございますが、その後、そのあとに残りました暫定手当に

つきましては、それをどうするかという問題につきまして、われわれこういふ点につきましての専門機関でもございませぬし、人事院におきまして、これをいろいろと御検討をお願いいたします。法律でこの暫定手当、地域給等につきましては調査研究の権限を人事院で持つていただいたわけでありまして、政府といたしまして、この結果を待ちまして十分に善処いたしたいと存じております。

○矢嶋三義君 おそくなつて恐縮ですが、大臣が来た場合、忙がしいから、大臣がおられなくても出席の政府委員と各省庁の事務当局で答弁できて解決できる三点について一応伺つておきます。

第一点は、今の山本委員の質問と若干重複するのですが、さらにそれについて確認いたしておきたい点は、まず答弁者は入江人事官、参議院の内閣委員会會議録第二号十五ページと十六ページの二上段を根拠に確認いたします。御確認願ひます。それは、昭和三十六年度の予算案が閣議決定される前に、それに間に合うように入江人事官に勧告を行なり、御確認願ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) 来年度予算に間に合うようという御趣旨だと思ひますが、極力その考えで作業いたしております。

○矢嶋三義君 答弁は簡単に願ひます。大蔵省の給与課長、御答弁願ひます。あなたは、きよは主計局長の御出席を願つておりましたが、給与課長が一切答弁できないので、主計局長お見えにならないので、あなたが主計局長兼給与課長という資格で御出席

になつておられます。それで、お答えいたしますが、先ほどの総理府の副長官の答弁ともあわせて、三十六年度の予算編成作業中に人事院からこれらの勧告があつたならば、大蔵の事務当局としては、その予算化に誠意をもつて努力する、御確認を願います。

○説明員(船後正道君) お答え申し上げます。御質問は三十六年度予算に關連いたしますので、ただいまこれをこゝういう方針であるということ申し上げる段階でないと思ひますが、人事院におかれましては、この暫定手当、薪炭手当につきましては勧告が出ますならば、従来通りの方針によりましてこれは早速に実行いたしたい。ただ事務的に申し上げますと、明年度予算の編成の時期的な問題がございますので、その点はなお具体的に上た上でなければ何とも申し上げられない事情がございますので、御了承を願います。

○矢嶋三義君 あなた、将来局長になるよ、そのくらいのこと言へば……。

人事官に要望と伺います。それは今、給与課長が答弁したように、作業は着々と進んでいるわけですから、おそろく年内に骨格が固まるのですから、それで先日の委員会の速記録を確認したわけですから、それに間に合うようにということになる、おたくの方でもいろいろ急いで一日も早く勧告しないという事務的に間に合わないということになりますので、徹夜とまでは言いませんが、徹夜に近い努力をされて、一日も早く勧告を出されることを要望申し上げます。次は推察を含めての要望と質問いたしますが、暫定手当の一点にしばらくは、それは、同一行政区域の暫定手当を同一にしてほしいとい

う要望は、長く立法府にあつた。しかし、そこは本俸繰り入れをしてゼロから一、二、三と三段階に今なつていゝる。そこで、イノシシの出るような所と大都會とを、同一行政区域だからといって同じにするわけにいかないといふのがあなたの方の見解であるが、三段階とは飛べないだろうが、同一行政区域ならば最小限二段階は飛べるようにして、同一行政区域内の暫定手当の取扱いをするといふことは、過去のあなただけの質問に対する答弁を総合して、かように推察判断されるのであります。お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) 暫定手当の市町村合併等に伴う行政区域との關係につきましては、はたして何段階と申しますか、どの程度是正できまするか、これは現在検討中でございます。しかし、どちらにいたしましても、何らかの措置を講ずるような方向でたゞいま研究いたしております。

○矢嶋三義君 要望いたしておきます。

時間がなから次に移ります。次は、大蔵省の給与課長に答ひ願ひます。事務的なことですから、きょう片づけておきます。外地引き揚げ公務員の外地在勤年数通算の問題については、今では何回か手直しをされ、昨年度教育公務員に限って、引き揚げた翌年度の五月三十一日まで再就職すれば、外地在勤年数を通算するといふ行政措置をしたが、これは全公務員とのバランスの上から再検討しなければならぬ、こゝういふ見解に立たれておるものと思ひますが、御確認願ひます。

○説明員(船後正道君) 外地引き揚げ公務員の退職手当の通算の問題でございますが、これにつきましては、その他にとつては追放解除の者でございますか、あるいは軍隊からの復員でございますか、あるいはいろいろな問題がございます。これをあわせて見まして、目下、最も妥当な合理的な取り扱い方を検討中でございます。

○矢嶋三義君 もう一回伺へていただきます。再検討する必要がある、合理的にするために不均衡がないように検討しているということですが、それは内容をこゝで私は答弁することを求めませんけれども、少なくとも昭和三十三年三月三十一日まで、同じ修学年限で、同じ給与を受けておつた教育公務員の中に、その間に一号の差ができた。それに対して該当公務員に不満があり、これはこゝもともな不満だ、こゝういふ点について、給与局長、その見解を持たれておられるといふことを承つておられるのですが、どうですか。

○政府委員(満中忠男君) ただいま矢嶋委員からお示しのことになりましたが、これは教育職員に対する特例的な扱いであるといふふうなわれわれは考へておる次第でございます。これは御指摘の通りに、三十一年の国会におきまして、三十二年三月三十一日現在でその修学年限があつた、高学歴の者を調整するといふ附則で改正されたものでござい

ます。従ひまして、人事院はそれに従ひまして、その附則の趣旨に合致するような措置をとつた次第でございます。そこで、あとから考へて見ますと、三十二年四月一日以降の、その修学年限を是正した者との間にアンバランスがあるではないか、この問題は、まさしくその範囲を限定してみまうならば、これはあると思ひます。もう一

つ問題といたしまして、師範学校の修学年限の問題でございますが、われわれ教員の問題を考へます場合には、まず、いわゆる教員の資格免許といふものが、これがまず第一番に考へられる要件であらうかといふふうに考へられておりますので、ただいまお示しの教員の免許といふことを優先して考へる方がより適當である、それを補正いたします手段といふことを、この修学年限の長さといふことを問題にすべきでありますけれども、

教員の場合には、まず免許、これは人事院が自分で判断いたしますよりも、むしろ文部省で告示になつております免許法、その法律の規定に従ひまして区分されておりますその資格区分に従つて取り扱うことが適當である、このように考へております。

○矢嶋三義君 それで、問題の焦点は二つあるんですね。何いいます、昭和三十三年三月三十一日現在、資格を得ておればよいが、その後、夜間大学、あるいは通信教育を受けておつて、昭和三十三年の四月一日以降、その資格を取得しても、その取り扱いを受けないといふことは、これは不合理だと思ひます。だから、その後において、その資格を取得した人に対しては、その資格に依じた処遇をすべきである。この点と、これはまあ文部省にも、それから大蔵省側にも答弁を求めますから聞いておつて下さい。それともう一つは、実態からいって、乏しからざるを憂へるということがあります。能率を十分公務員の皆さんに上げていただかなければならぬ。だから、実態からいって、御承知と思ひますけれども、昔、私は旧制中学校の

り、その答弁で問題も解決できるので
すから、まず給与局長、それから大蔵
省の給与課長、それから文部省の初中

ス問題ということは、非常に大切でございいますので、教員の方々におきまし

場合に、十分御協議申し上げたいと、
かように考えております。

○政府委員(内藤善三郎君) 御質問の
点が二点あったと思いますが、第一点
の昭和三十三年三月三十一日前と後の
不均衡につきましては、先ほど給与局

でしょう。せっかくまだお待ちですから、一つだけ承っておりますが、十一月十八日付で国家公務員法の俸給表に地方公務員の俸給を統一するという通達を出したということを知聞で見たのですが、いずれ詳しいことは後日伺い

かえる、折れ曲がりの以降の部分については、国通りで切りかえると低くなりますので、地方団体の現在の給料表

に適用した切りかえ表を一つお示しを
しております。
それから第二の点は、今後の給料表
を国と一体進めた給料表のまま置いて
おくことが適当であるかどうか、こ
ういう点でございますが、従来でござ
いますと、俸給表の号数を延ばしてい
けば上の等級の号数が並んだわけでござ
います。新しい制度でございますと、
同じ金額が上の等級にございませんと
で、そのまま延ばしていきますと、何

年間かの間には、地方公務員の場合が
国の場合に比較して給与水準が下つて
くるんじゃないか、こういう見通しに
なります。そこで、新しく今後使う給
料表については、国の俸給表と同じも
のにしてはどうか、そうして、その結
果、頭打ち者がふえる場合には、上位
の等級に格づけを変更するというふう
なやり方をいたしますと、国家公務員
と地方公務員の給与水準がそろつたも
のとしていけるのではないか、このよ

うな二点を中心にして、その標準にな
るような考え方を内閣をもって御連絡
を申し上げております。各都道府県で
は、その通りにおやりになるところと、
そうでないところがございしますが、こ
れは標準をお示したものでございま
すから、そのような結果になつてもや
むを得ないのじゃないか、かように考
えております。
○理事(村山道雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(村山道雄君) 速記を始めて。
他に御発言もなければ、本件はこの
程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十二分散会

行政機関職員定員法等の一部を改
正する法律案
行政機関職員定員法等の一部を
改正する法律
(行政機関職員法の一部改正)
第一条 行政機関職員定員法(昭和
二十四年法律第百二十六号)の一
部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように
改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	二、六七八八	
	公正取引委員会	二、三三八八	
	国家公安委員会	七、六八六八	うち一、〇〇六八は、警察官とする。
	警察庁	一八八	
	土地調整委員会	四二八	
宮内府	首都圏整備委員会	九八二八	
	行政管理局	一、六一七八	
	北海道開発庁	五、八七二八	
	防衛庁	一	
	本庁	二、七四六八	
経済企画庁	調達庁	四五二八	
	科学技術庁	一、〇六一八	
	計	二、三、三九三九	
法務省	本省	四三、五四〇八	うち一〇、六〇三八は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一	
	公安審査委員会	一、〇一八	
	公安調査庁	一、六五〇八	
	計	四五、二〇〇八	
外務省	本省	二、〇七六八	

大蔵省	本省	二一、四八七八
計	国税庁	五〇、四六六八
	計	七一、九五三九
文部省	本省	六七、七〇九八
計	文化財保護委員会	四二八八
	計	六八、一三七八
厚生省	本省	四五、五〇六八
計	計	四五、五〇六八
農林省	本省	二六、九三二八
計	食糧庁	二七、八七八八
	林野庁	二七、六二三八
	水産庁	一、五五八八
	計	八三、九八〇八
通産商業省	本省	一一、九七九八
計	特許庁	一、〇五五八
	中小企業庁	一三七八
	計	一三、一七一八
運輸省	本省	一一、六五五八
計	船員労働委員会	五四八
	捕獲審査再審査委員会	五八
	海上保安庁	一〇、八九六八
	海難審判庁	一九七八
	気象庁	五、四三二八

郵政省	本省	計	二八、三二九人	
労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	計	二二、七六〇人 八五人 一二八人	
建設省	本省	計	二一、九七三人	
自治省	本省 消防庁	計	一八、三七六人 二八五人 一二一人	
合	計	計	四〇六人	六九四、四八二人

（法制局設置法の一部改正）

第二条 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（暫定定員）

第二条 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表下欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十六年二月二十八日	三五人
厚生省本省	昭和三十六年五月十五日	四五人

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十五年五月十五日

八〇人

昭和三十五年五月十五日	八〇人
昭和三十五年五月十五日	四五人

に改める。

昭和三十五年十二月十七日印刷

昭和三十五年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局